

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、阿蘇市農林水産業振興補助金等交付要綱(令和5年阿蘇市告示第88号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた酪農経営体に対し、経営継続の支援を行うことにより、本市酪農生産基盤の維持及び強化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、令和7年12月31日時点で家畜を飼養している本市酪農経営体とし、本市酪農経営体が組合員として運営している大阿蘇酪農業協同組合を通じて交付するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、令和4年度交付の阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助額に準じ、経産牛1頭当たり5,000円とし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の経産牛の飼養頭数は、令和7年2月1日現在の熊本県畜産統計調査の数とする。ただし、同調査で飼養頭数が確認できない交付対象者にあたっては、販売金額等により飼養頭数を確認するものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第2項に規定する経産牛の飼養数または販売金額等が分かる書類の写し
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に速やかに通知する。

(補助金の請求)

第7条 補助金の請求をしようとする者は、阿蘇市飼料高騰等物価高騰緊急支援事業補助金請求書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取り消し及び返還)

第8条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことが明らかになったときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、直ちにその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定の取り消しを行った場合は、その旨を阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

阿蘇市長

様

住 所

団体名

代表者氏名

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

補助金交付対象家畜	飼養頭数	交付単価	交付申請額
乳用牛（経産牛）	頭	5,000円／頭	円

2 添付書類

- (1) 令和7年2月1日現在の飼養頭数が確認できる書類又は販売金額が分かる書類等
- (2) その他市長が必要と認めるもの

様式第2号(第6条関係)

指 令 番 号

年 月 日

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

印

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日 付けで交付申請のあった阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金については、阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

1 交付決定及び確定額 金_____円

2 交付条件

阿蘇市農林水産業振興補助金等交付要綱並びに阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

様式第3号(第7条関係)

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金請求書

一金

円

ただし、 年 月 日付け阿蘇市指令農第 号の補助金交付決定
通知書に基づく阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金を上記のとおり請求します。

年 月 日

阿蘇市長 様

住 所

団体名

代表者氏名

印

口座 振替払	金融機関名	
	支店名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義	

様式第4号(第8条関係)

指 令 番 号

年 月 日

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

印

阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日 付けで交付決定した阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金について、阿蘇市酪農経営物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、当該補助金を返還してください。

記

1 交付決定取消理由

2 交付決定及び確定額 _____ 円

3 交付決定取消額 _____ 円

4 返還額 _____ 円

5 返還期限 年 月 日